

鯖江市農業委員会 第 10 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 6 年 10 月 28 日 (月)
午後 1 時 30 分開会
午後 3 時 00 分閉会
- 2 場 所 鯖江市役所 4 階 全員協議会室
- 3 議 事
(1) 議案第 45 号 農地法第 3 条の許可申請審議について
(2) 議案第 46 号 農地法第 4 条の許可申請審議について
(3) 議案第 47 号 農地法第 5 条の許可申請審議について
(4) 議案第 48 号 農用地利用集積計画の意見審議について
(5) 議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の意見審議について
(6) 議案第 50 号 令和 7 年度農業施策の拡充に関する要望書について
- 4 報 告 事 項
(1) 報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
(2) 報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
(3) 報告第 28 号 非農地証明の発行について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 14 番 牧野善隆 委員 16 番 北川利榮委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長
山本書記

午後 1 時 30 分 開会

事務局	それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。
事務局	(欠席委員の報告)
事務局	つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。

引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

福島会長
※以下議長

議長就任挨拶

議長

ただいまから10月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

異議なし

議長

では、14番 牧野善隆委員、16番 北川利榮委員にお願いします。

議長

次に、各部会から10月部会の報告を願います。

まず始めに、農政部会の報告を、農政副部会長からお願いします。

6番
前田委員

10月の農政部会の報告をいたします。

10月21日、月曜日、私ほか3名が出席して、農政部会を開催しました。

議案第48号 農用地利用集積計画の意見審議について、議案第49号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について、議案第50号 令和7年度農業施策の拡充に関する要望書について協議しました。

協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願いします。

2番

水嶋委員

10月の農地調整部会の報告をいたします。

10月23日、水曜日、わたしほか6名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時30分から堀内委員と服部委員の2名により、3条、4条および5条関係の転用案件など約2時間にわたり現地調査を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、「議案第45号 農地法第3条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（川島町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が小作地の取得を目的に、畑の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は雑種地、西側は畑、南側は宅地、北側は道と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。

3条申請番号2（大野町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が経営規模の拡大を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は2か所あります。

北の申請地は、東側は用悪水路、北側は道、西側は市道、南側は田と接しております。

また、南の申請地は、東側、西側は田、北側は用悪

水路、南側は道と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2 番
水嶋委員

議案第 4 5 号 農地法第 3 条の許可申請審議について
審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第 4 5 号 農地法第 3 条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、「議案第 4 5 号 農地法第 3 条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

議長

次に、「議案第 4 6 号 農地法第 4 条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明をお願いします。

事務局

4 条申請番号 1 （二丁掛町）

（概要と目的）

本申請は、貸資材置場と貸駐車場を目的として、田の

転用申請を行うものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、北側、東側は田、南側は宅地、西側は市道と接しています。

雨水は自然流下より、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は住宅が連坦する地域であるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

隣地との境界にはL型擁壁を設置するため、土砂流出はございません。

なお、隣接農地所有者は申請者本人です。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2 番
水嶋委員

議案第46号 農地法第4条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第46号 農地法第4条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、「議案第46号 農地法第4条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されまし

た。よって、許可といたします。

議長

次に、「議案第４７号 農地法第５条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明をお願いします。

事務局

５条申請番号１（下河端町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が、集合住宅（社員寮）の設置を目的として、田の所有権を取得するものであります。

（申請地および近隣状況）

申請地は、北西側、南東側は市道、北側、南側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は工業の用途指定があるため、第３種農地と判断します。

（一般基準）

隣接農地はございません。

５条申請番号２

（概要と目的）

本申請は、住宅の建設を目的として、畑（現況田）の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、北側、東側は田、西側は宅地、南側は市道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は準工の用途指定があるため、第３種農地と判断します。

（一般基準）

隣地との境界にはＬ型擁壁を設置するため、土砂流出はございません。

なお、隣接農地所有者は譲受人の親族であり、事業計画については説明済みで了承を得ております。

5 条 申請番号 3 （新横江 2 丁目）

（概要と目的）

本申請は、宅地分譲（4 区画）を目的として、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側は宅地、西側は市道、北側、南側は田に接しております。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は一種住宅と一種中高層の用途指定があるため、第 3 種農地と判断します。

（一般基準）

隣地との境界には L 型擁壁を設置するため、土砂流出はございません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

5 条 申請番号 4 （水落町 1 丁目）

（概要と目的）

本申請は、住宅建築を目的として、畑の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、北側は宅地、東側、南側は市道、西側は不耕作の田と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は準工の用途指定があるため、第 3 種農地と判断します。

（一般基準）

隣地との境界には L 型擁壁を設置するため、土砂流出はございません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2 番
水嶋委員

議案第 47 号 農地法第 5 条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第 47 号 農地法第 5 条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、「議案第 47 号 農地法第 5 条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

次に、議案第 48 号 農用地利用集積計画の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

（議案第 48 号について説明）

議長

農政部会の意見を、農政副部会長より願います。

2 番
前田委員

議案第 48 号 農用地利用集積計画の意見審議につき

まして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長

ただいま、事務局ならびに農政副部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

2 番
水嶋委員

●●●●が借り受ける農地の契約内容において、金額、物納の記載がないのは理由があるのか。

事務局

記載がない理由については確認していないため、お答えはできかねるが、出し手と受け手の合意のもと提出していただいた書類と認識している。

議長

他ご意見ございませんか。無いようですので議案第48号 農用地利用集積計画の意見審議について農政副部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、議案第48号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

次に、議案第49号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

（議案第49号について説明）

議長

農政部会の意見を、農政副部長より願います。

2 番
前田委員

議案第49号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長

ただいま、事務局ならびに農政副部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について農政副部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。
賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、議案第49号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

次に、議案第50号 令和7年度農業施策の拡充に関する要望書について上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

（議案第50号について説明）

議長

農政部会の意見を、農政副部長より願います。

2 番
前田委員

議案第50号 令和7年度農業施策の拡充に関する要望書につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長

ただいま、事務局ならびに農政副部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

2 番
水嶋委員

要望書の中に、クマ被害の内容は入らないのか。

事務局 クマによる農作物被害の報告は受けていないため、内容には含んでいない。

議長 他ご意見ございませんか。無いようですので議案第50号 令和7年度農業施策の拡充に関する要望書について農政副部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。
賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第50号 令和7年度農業施策の拡充に関する要望書については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと報告します。
次に、報告事項について事務局から説明を願います。

事務局 (報告第26～28号について説明)

議長 最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 (連絡事項)

議長 それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後3時00分閉会